

特定薬剤管理指導加算2にむけて

～申請と取り組み～

株式会社 富士薬品
セイムスさいたま新都心薬局
佐藤 瑛晶
2023.8.18

アジェンダ

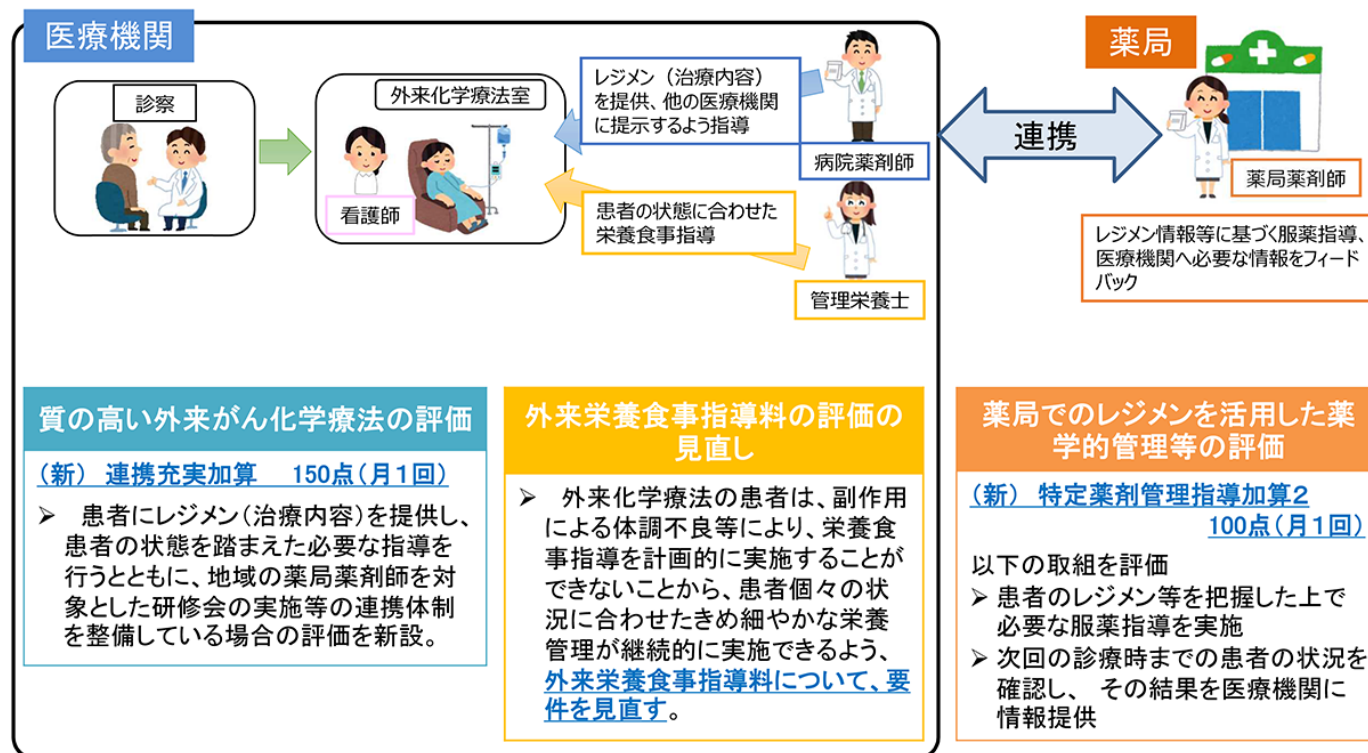
- 特定薬剤管理加算2の現状(R2年度診療報酬改定で新設)
- 算定要件(施設基準と算定要件)
- 今後の課題
- まとめ

アジェンダ

- 特定薬剤管理加算2の現状(R2年度診療報酬改定で新設)
- 算定要件(施設基準と算定要件)
- 今後の課題
- まとめ

特定薬剤管理加算2の新設(R2年度診療報酬改定)

外来がん化学療法の質向上のための総合的な取組



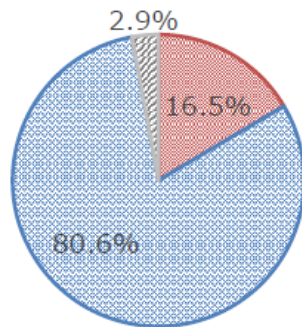
出典:令和2年度診療報酬改定の概要(調剤)p18 厚生労働省保険局医療課

がん患者に対する質の高い医療の提供と対人業務(調剤後のフォローアップ)への評価

届出の現状

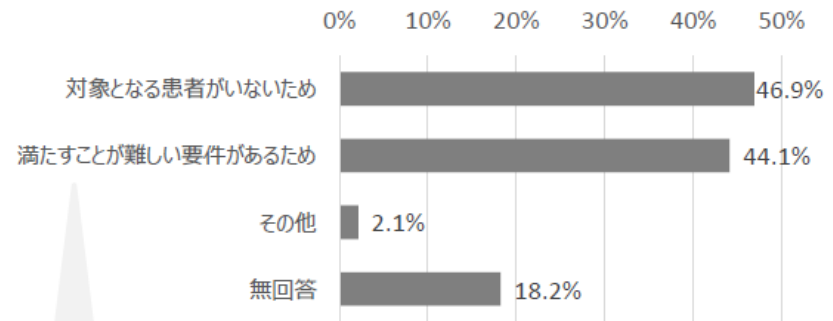
特定薬剤管理指導加算2の届出状況

(令和3年7月1日時点) (回答薬局数=887)



■ 届出あり ■ 届出なし ■ 無回答

特定薬剤管理指導加算2の届出なしの理由 (回答薬局数=715, 複数回答)



▼ 満たすことが難しい要件の内訳 (回答薬局数=315, 複数回答)



■ 保険薬剤師としての勤務経験を5年以上有する薬剤師が勤務していること

- 患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーティション等で区切られた独立したカウンターをするなど、患者のプライバシーに配慮していること
- 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されていること
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年1回以上参加していること
- 無回答

出典:中央社会保険医療協議会 総会(第492回) 調剤(その2)資料 p70
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000846287.pdf>

加算算定のための届出自体をしている割合が少ない

アジェンダ

- 特定薬剤管理加算2の現状(R2年度診療報酬改定で新設)
- 算定要件(施設基準と算定要件)
- 今後の課題
- まとめ

算定要件(施設基準)

施設基準 (事前に届出が必要!!)

- 保険薬剤師としての勤務経験を5年以上有す薬剤師が勤務していること
- パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されていること(支持療法で必要)
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年1回以上参加していること

出典:別添3 診療報酬点数表に関する事項 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603920.pdf>

様式 92

特定薬剤管理指導加算 2 に係る届出書

1 業務を実施する保険薬剤師としての勤務経験を5年以上有する保険薬剤師の氏名等	保険薬剤師の氏名	勤務経験
		年
		年
		年
2 患者のプライバシーに配慮した服薬指導の方法(配慮方法) (具体的に記入)		
3 麻薬小売業者免許証の番号		
4 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会への出席状況(直近1年)	実施保険医療機関名	出席回数
		回
		回

【記載上の注意】

- 1 「1」については、保険医療機関で薬剤師としての勤務経験が1年以上ある場合、1年を上限として薬局の勤務経験の期間に含めることができる。
- 2 「4」については、同一の研修会に複数名の保険薬剤師が参加した場合であっても、出席回数は1回と数えること。

出典:https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/tokukei_shinryo_r04.html

算定要件(施設基準)

施設基準 (事前に届出が必要!!)

- 保険薬剤師としての勤務経験を5年以上有す薬剤師が勤務していること
- パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されていること（支持療法で必要）
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年1回以上参加していること

出典:別添3 診療報酬点数表に関する事項 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603920.pdf>

様式 92

特定薬剤管理指導加算 2 に係る届出書

1 業務を実施する保険薬剤師としての勤務経験を5年以上有する保険薬剤師の氏名等	保険薬剤師の氏名	勤務経験
		年
		年
		年
2 患者のプライバシーに配慮した服薬指導の方法（配慮方法）（具体的に記入）		
3 麻薬小売業者免許証の番号		
4 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会への出席状況（直近1年）	実施保険医療機関名	出席回数
		回
		回

【記載上の注意】

- 1 「1」については、保険医療機関で薬剤師としての勤務経験が1年以上ある場合、1年を上限として薬局の勤務経験の期間に含めることができる。
- 2 「4」については、同一の研修会に複数名の保険薬剤師が参加した場合であっても、出席回数は1回と数えること。

出典:https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/tokukei_shinryo_r04.html

プライバシーへの配慮

パーティション用いたブース
目線部分にデザインで目隠し



番号札を用いた呼び出し



スピーチプライバシーシステム



出典:<https://sound-solution.yamaha.com/products/speechprivacy/vsp-2/index>

算定要件

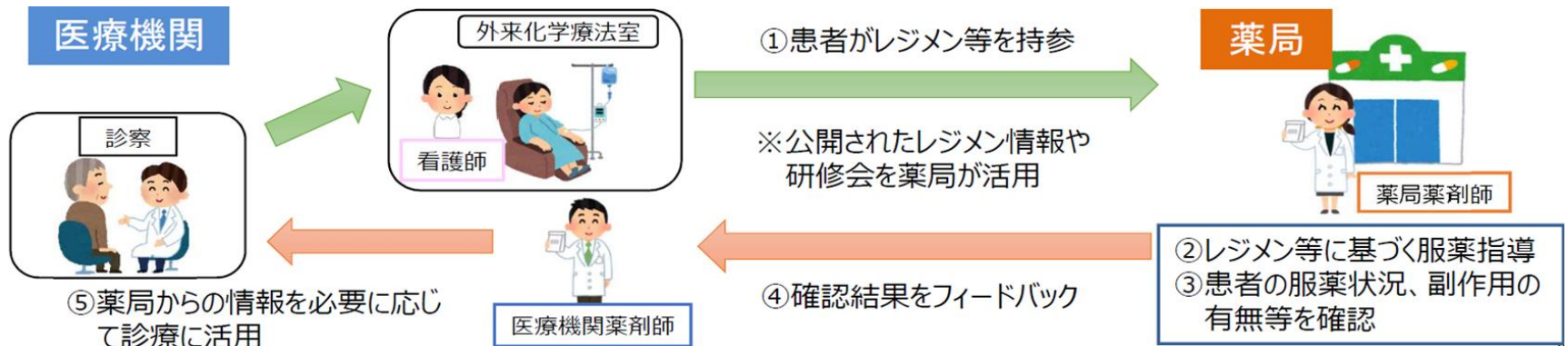
連携充実加算を算定している保険医療機関において、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者に対して、抗悪性腫瘍剤等を調剤する保険薬局の保険薬剤師が以下のアからウまでの全てを実施した場合に算定する。

ア) レジメンの確認を行い薬学的管理・指導

イ) 抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関して、服用状況、副作用の有無等について確認

ウ) イの情報を医療機関に必要な情報を文書により提供する。

出典:別添3 診療報酬点数表に関する事項 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603920.pdf>



出典:令和2年度診療報酬改定の概要(調剤)p19 厚生労働省保険局医療課

レジメンの確認 (さいたま赤十字病院様の場合)

抗がん剤治療情報提供書利用例

- 患者様に交付されている
- 前コースでの有害事象についてCTCAE用いて記載
- 有害事象を踏まえて医師の対応・引継ぎ事項を記載
- お薬手帳シールでの情報提供もある



フォローアップすべき点が明確であり、
前クール・服薬指導時・フォローアップ時と
経時的に評価を行うことができる

抗がん剤治療情報提供書

ID 0000000000 患者氏名 日赤良

①実施しているレジメン(レジメン登録 No レジメン登録 No 033-3 EG 療法)

②レジメンの実施状況

2コース目

③抗悪性腫瘍薬等の投与量(今回のレジメンのコースが記載されます。(例では2コース目を実施しています。))

体表面積 1.5 m² エピルビシン 135 mg シクロホスファミド 900 mg

④前コースでの主な有害事象(副作用)の発現状況(CTCAE v5.0)該当する箇所にご記入ください。

血液・生化学検査結果は処方せんを参照してください。

有害事象	該当なし	グレード1	グレード2	グレード3
悪心(吐き気)	☐	☐ 食事量に影響のない食欲低下がある。	☒ 明らかな体重減少(1kg程度以上)や脱水はない。食事量は減少する。	☐ 食事量や飲水量が十分でない。入院して点滴治療等が必要である。
嘔吐	☐	☐ 症状が軽く、経過をみる事が可能である。	☒ 外末での点滴治療や内服治療が必要である。	☐ 入院して点滴治療等が必要である。
口腔粘膜炎(口内炎)	☒	☐ 症状が軽く、経過をみる事が可能である。	☐ 痛みや潰瘍がある。食事内容は症状に合わせる必要がある。	☐ 痛みがあり、食事が取れない。
下痢	☒	☐ 普段と比べて排便回数が1日3回の範囲内で増える。	☐ 普段と比べて排便回数が1日4-6回増える。日常生活に影響は少ない。	☐ 普段と比べて排便回数が1日7回以上に増える。日常生活に影響がある。
倦怠感	☒	☐ 軽いだるさがある。	☐ 中程度のだるさがあるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強いだるさがあり、日常生活に影響がある。
関節痛	☒	☐ 軽い痛みがある。	☐ 中程度の痛みがあるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強い痛みがあり、日常生活に影響がある。
筋肉痛	☒	☐ 軽い痛みがある。	☐ 中程度の痛みがあるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強い痛みがあり、日常生活に影響がある。
末梢性感覚ニューロパシー(手足のしびれ)	☒	☐ 症状がない。	☐ 中程度の症状があるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強い症状があり、日常生活に影響がある。

今後上記のグレード3、症状が辛いグレード2に該当する場合や38度の発熱が続く場合は医師へ連絡してください。

⑤その他 医学・薬学的管理上必要な事項

グレード2の嘔吐が1日あったため、本日投与前から制吐剤としてオランザピン5mg錠が追加されています。眠気が出る事があります。

前コースでの有害事象(副作用)を考慮し、医師が対応した内容等が記載されます。

さいたま赤十字病院 薬剤部 日赤良夫 印

情報提供 (さいたま赤十字病院様の場合)

- 抗がん剤治療情報提供書と項目が対応している
- 有害事象についてCTCAEグレードを用いて評価し記載
- 免疫チェックポイント阻害薬単独治療専用書式もある



CTCAEグレードにより評価・記載が簡潔

FAX番号 048-852-1157 さいたま赤十字病院 薬剤部

抗がん剤治療に関する患者情報提供書(薬剤師→処方医)

※ 本FAXは即時対応しておりません。お問い合わせは、各診療科に電話連絡にてお願いいたします。

さいたま赤十字病院

診療科名

医師宛

情報提供元保険薬局の所在地および名称

電話

FAX

保険薬剤師名

患者ID		レジメン名又は 抗がん剤名	
患者名	男・女	レジメン施行日	年 月 日
生年月日	年 月 日 (生)	確認日	年 月 日

有害事象	該当なし	グレード1	グレード2	グレード3
悪心(吐き気)	☐	☐ 食事に影響のない食欲低下がある。	☐ 明らかな体重減少(1kg程度以上)や脱水はない。食事は減少する。	☐ 食事が飲水量が十分でない。入院して点滴治療等が必要である。
嘔吐	☐	☐ 症状が軽く、経過をみる事が可能である。	☐ 外来での点滴治療や内服治療が必要である。	☐ 入院して点滴治療等が必要である。
口腔粘膜炎(口内炎)	☐	☐ 症状が軽く、経過をみる事が可能である。	☐ 痛みや潰瘍がある。食事摂取に支障がある。食事は取れない。	☐ 痛みがあり、食事が取れない。
味覚障害	☐	☐ 食量の減少しない味覚変化がある。	☐ 不快な味や味覚がなくなる等の食事に影響する味覚変化がある。	
便秘	☐	☐ 時々下剤等を使用する。	☐ 毎日下剤等を使用する。日常生活に影響は少ない。	☐ 排便が必要がある。日常生活に影響がある。
下痢	☐	☐ 普段と比べて排便回数が1日3回の範囲内で増える。	☐ 普段と比べて排便回数が1日4〜6回増える。日常生活に影響は少ない。	☐ 普段と比べて排便回数が1日7回以上に増える。日常生活に影響がある。
倦怠感	☐	☐ 軽いだるさがある。	☐ 中程度のだるさがあるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強いだるさがあり、日常生活に影響がある。
関節痛	☐	☐ 軽い痛みがある。	☐ 中程度の痛みがあるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強い痛みがあり、日常生活に影響がある。
筋肉痛	☐	☐ 軽い痛みがある。	☐ 中程度の痛みがあるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強い痛みがあり、日常生活に影響がある。
末梢性感覚ニューロパシー(手足の痺れ)	☐	☐ 軽い症状がある。日常生活に影響がない。	☐ 中程度の症状があるが、日常生活に影響は少ない。	☐ 強い症状があり、日常生活に影響がある。
その他(重篤状況等含む)				
<今回医師に伝えたい事項>				
<今回指導した内容・提案事項等>				

Ver1.0 2023.2月作成

アジェンダ

- 特定薬剤管理加算2の現状(R2年度診療報酬改定で新設)
- 算定要件(施設基準と算定要件)
- 今後の課題
- まとめ

今後の課題

現状

- ・抗がん剤治療情報提供書持参患者は多い
- ・特定薬剤管理指導加算2算定件数は少ない



- ・電話フォローアップの同意に苦戦
→ 料金・患者自身の時間都合
- ・服薬指導のみで情報提供書を活用。
(完全に生かし切れていない)



日頃の服薬指導での患者様との信頼関係の構築
日頃から服用後電話フォローアップを積極的に行う姿勢・体制の構築

まとめ

- 特定薬剤管理指導料2は、事前に施設基準の届け出が必要
- 対象患者がいない・施設基準を満たすことが難しいなどで届け出をしていない薬局も多い
- 電話でのフォローアップにおいては事前に患者の了承必要
- 電話フォローアップの了承・患者の服薬状況など聴取するため日頃からの患者との関係の構築が肝要

ご清聴ありがとうございました。